

東北大学（大学院法学研究科総合法制専攻）及び新潟大学（法学部）の
法曹養成連携協定の変更協定

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻（法科大学院）（以下「甲」という。）と新潟大学法学部（以下「乙」という。）は、令和2年3月26日付元文科高第1293号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

1 令和7年4月1日より、連携法曹基礎課程（認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。）の成績評価の割合について「秀を若干名、秀と優の割合が合計で20%以内」「可を概ね40%程度」としていたものを「秀を10%未満、優を20%程度、秀と優の割合が合計で30%未満」「可を概ね30%程度」に変更する。

（本協定の適用者）

第2条 本協定は、令和7年4月1日から施行し、本協定施行の際現に在学する者（当該年次に編入学、転入学又は再入学する者を含む。）から適用する。

（効力の発生）

第3条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年3月14日

甲

東北大学大学院法学研究科長

乙

新潟大学法学部長

総長（代理人） 久保野 恵美子

学長（代理人） 上村 都



東北大学（大学院法学研究科総合法制専攻）及び新潟大学（法学部） 法曹養成連携協定

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻（法科大学院）（以下「甲」という。）と新潟大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、連携法曹基礎課程が制度化されることに伴い、甲と乙との間における教育連携を推進し、かつ乙の連携法曹基礎課程登録者に対し、乙から甲にわたる体系的・一貫的な法曹養成教育を施し、もって、法曹を志望する学生の時間的及び経済的負担の軽減を図るとともに、東北地方及び全国への優秀な法曹人材の輩出に寄与することを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 東北大学大学院通則第2条に規定する法学研究科総合法制専攻
- 二 連携法曹基礎課程 新潟大学法学部規程第5条に規定する乙の法学科の法曹養成プログラム（以下、「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに登録する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。
- 一 本法曹コースの2年次学生に対して、10名程度の教員を学修指導教員として配置すること
 - 二 本法曹コースの3年次以上の学生に対して、学生が所属する演習の担当教員を、学修指導教員として配置すること
 - 三 前2号の学修指導教員に加えて、学修その他の就学に関する助言を行う教員として実務経験のある教員を配置すること

(甲の乙に対する協力等)

- 第6条 甲は、本法曹コースにおいて、甲における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力をを行うものとする。
- 一 甲の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、甲の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
 - 二 本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施において、甲の教員を派遣すること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、甲における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

(甲の開設科目履修の方法)

- 第6条の2 本法曹コースの学生は、前条1項1号に基づき、特別聴講学生として、甲の開設科目を履修することができる。
- 2 前項に基づき履修することのできる授業科目の範囲については、甲の定めるところによる。
 - 3 前2項に基づき甲の開設科目を受講する特別聴講学生については、授業料は徴収しない。

(入学者選抜方法)

- 第7条 甲は、本法曹コースを修了して甲に入学しようとする者を対象として以下の入学者選抜を実施する。
- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は、別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に1年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了する時に、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年3月14日

甲 東北大学大学院法学研究科長

乙 新潟大学法学部長

総長（代理人） 久保野 恵美子

学長（代理人） 上村 都

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コース（法曹養成プログラム）の教育課程を編成する。

第1ステップの「大学学修準備」では、大学の学びに必要なスキルの修得や法学の基礎的素養を養う。また、学部における専門教育を受けるための導入として、社会における法の役割について学ぶ。具体的には、法曹を志す学生に早期に専門教育の機会を提供するため、1年次第1学期より、法学部導入科目である「人文社会科学入門（法学）」「リーガル・システム」及び「データサイエンス総論Ⅰ」を履修する。また、演習科目として「スタディ・スキルズ」を配置し、高校までの学びから大学における法学の学びへの転換を支援する。

第2ステップの「法的ルールの基礎学修」では、法律学及びそれに関連する領域関連科目を主として履修する。法律学の基幹科目である憲法・民法・刑法については、それぞれの講義科目に対応させつつ、基礎演習との組み合わせを、憲法・民法・刑法のいずれかで完成させる。具体的には、2年次の「憲法基礎演習」「民法基礎演習」「刑法基礎演習」において、各分野の基本判例を扱う少人数の演習を実施する。学生は、これら3つのうち少なくとも1つを履修しなければならない。

第3ステップの「進路選択・学修完成」では、社会の様々な問題を法的に対処するための問題解決能力を養うとともに法科大学院に進学するための基礎的素養を完成させる。具体的には、法的な議論と法文書の作成に係る実践的な能力の涵養を目的とし、3年次に「法文書作成Ⅰ・Ⅱ」を履修する。また、法曹に求められる専門的知識、課題発見能力、ディスカッション能力等を涵養するため、特定の分野に関する少人数での3年次の必修演習科目として「法政演習Ⅰ・Ⅱ」を、4年次の必修演習科目として「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を履修する。さらに4年次には、「ジュニア・リサーチ・ペーパー」を必修科目として履修し、本プログラムの集大成を図る。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期	スタディ・スキルズ	2				
		人文社会科学入門（法学）	2				
		憲法Ⅱ（統治機構論）※1	2				
		リーガル・システム	2				
		憲法Ⅲ（憲法総論・人権総論）※1	2				
		民法Ⅱ（不法行為）※1	2				
		刑法Ⅲ（刑法各論）※1	2				
	後期	データサイエンス総論Ⅰ	1				
		憲法Ⅰ（人権各論）	2				
		民法Ⅰ（民法総則）	2				
		刑法Ⅰ（刑法総論1）	2				
		行政法Ⅰ（行政法総論Ⅰ）※1	2				
		特殊講義（公法発展）※1	2				

		民法III (物権1)	2				
		特殊講義 (刑法各論発展) ※1	2				
		会社法 I (総論・機関) ※1	2				
		行政法III (行政手続法・行政組織法) ※1	2				
2年	前期	民法IV (債権総論1)	2	憲法基礎演習	2	特殊講義 (法哲学)	2
		民法VIII (親族)	2			法社会学	2
		刑法II (刑法総論2)	2			特殊講義 (リーガル・プロフェッショナル)	2
		会社法II (株式) ※1	2			特殊講義 (英米法)	2
		民事訴訟法I (総論) ※1	2				
		行政法II (行政争訟法) ※1	2				
		民法V (債権総論2)	2		※3		
		会社法III (設立・M&A) ※1	2				
		刑事訴訟法I (刑事手続総説・捜査法) ※1	2				
		特殊講義 (国家補償法) ※1	2				
	後期	民法VI (債権各論)	2	民法基礎演習	2		
		特殊講義 (手形小切手法) ※1	2	刑法基礎演習	2		
		民事訴訟法II (各論) ※1	2				
		民法VII (物権2)	2				
		民法IX (相続)	2				
		刑事訴訟法II (公訴・公判・証拠法) ※1	2				
3年	前期	法文書作成I	2			特殊講義 (企業取引法)	2
		法政演習I	2				
		卒業研究I ※2	2				
	後期	法文書作成II	2				
		法政演習II	2				
		卒業研究II ※2	2				
	通年	ジュニア・リサーチ・ペーパー※2	4				
合計			81		2		10 ※4

【備考】

- ※1 法学プログラムを前提とした場合の配当年次前倒し可能な科目
- ※2 4年次配当科目であるが、法曹コース早期卒業の届出をした者は、第3年次において履修科目として登録することができる
- ※3 この中から2単位以上の習得が必要
- ※4 乙の履修要件に従い、法曹養成プログラムの必修科目(81単位)及び選択必修科目(2単位)を含む専門科目124単位以上を修得することが乙の卒業及び法曹養成プログラム修了に必要である

新<別紙2>

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

本協定第4条の成績基準は、次のとおりとする。

1. 成績評価基準

区分	評点	成績通知書の表示	評価の割合		
合格	100～90点	秀	60点以上 の受験 者のうち 合計 30% 未満	秀・ 優の 合計 30% 未満	10%未満
	89～80点	優			20%程度
	79～70点	良			おおむね 40%程度
	69～60点	可			おおむね 30%程度
不合格	59点以下	不可			

2. 備考

(1) 上記成績表記基準の対象科目は指定7法科目とする。ただし、以下の科目についてはその対象外とする。

- ① 法学部履修者20名未満の指定7法科目
- ② その他、学務委員会が適当と認めた科目

(2) 成績通知書の表示（評語）の基準は、次のとおりである。

評語	基準
秀	授業科目の目標を超えている。
優	授業科目の目標に十分達している。
良	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
可	授業科目の目標の最低限を満たしている。
不可	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

(3) G P及び学期G P Aの算出方法は、以下の通りとする。ただし、成績が60点未満の授業科目のG P値は、0とする。

- ① $G P = (得点 - 50) / 10$
- ② 学期G P A = (当該学期に履修登録した各授業科目の単位数×G P) の総和／当該学期に履修登録した各授業科目の単位数の総和

新<別紙3>

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

本協定第5条第1項の早期卒業制度は、次のとおりとする。

1. 対象者

法曹養成プログラムの登録者

2. 早期卒業の認定要件

法曹養成プログラムの早期卒業（以下「法曹コース早期卒業」という）についての要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学部の在学期間が通算3年（6学期）に達していること
- (2) 法曹養成プログラムの卒業要件として認められる科目につき124単位以上修得していること
- (3) 【別表1】に定める必修科目的単位を修得していること
- (4) 【別表1】に定める必修科目L類及び必修科目M類の授業科目の2／3以上が「秀」（90点以上）若しくは「優」（80～89点）であること
- (5) 第3年次終了時の全履修科目的累積GPAが2.8以上であること

【別表1】

	名称	種目	備考	単位数
(1)	必修科目A類	必修：1年次	スタディ・スキルズ	7
			人文社会科学入門（法学）	
			リーガル・システム	
			データサイエンス総論I	
	必修科目L類	必修：1～3年次	<指定7法科目>	
	① 憲法関係	憲法I（人権各論）、憲法II（統治機構論）、憲法III（憲法総論、人権総論）、特殊講義（公法発展）	8	
	② 民法関係	民法I（民法総則）、民法II（不法行為）、民法III（物権1）、民法IV（債権総論1）、民法V（債権総論2）、民法VI（債権各論）、民法VII（物権2）、民法VIII（親族）、民法IX（相続）	18	
	③ 刑法関係	刑法I（刑法総論1）、刑法II（刑法総論2）、刑法III（刑法各論）、特殊講義（刑法各論発展）	8	
(2)	必修科目M類	選択必修： 1～2年次	会社法I（総論、機関）、会社法II（株式）、会社法III（設立、M&A）、特殊講義（手形小切手法）	8
			民事訴訟法I（総論）、民事訴訟法II（各論）	4
			刑事訴訟法I（刑事手続総説、捜査法）、刑事訴訟法II（公訴、公判、証拠法）	4
			行政法I（行政法総論I）、行政法II（行政争訟法）、行政法III（行政手続法、行政組織法）、特殊講義（国家補償法）	8
			総合計 29科目	58
			法曹養成プログラム用の憲法基礎演習、民法基礎演習、刑法基礎演習の中から1科目	2

(3)	必修科目 N 類	必修：3 年次	法文書作成 I、法文書作成 II	4
(4)	必修科目 C 類	必修：3 年次	法政演習 I、法政演習 II	4
(5)	必修科目 D 類	必修：3 年次	卒業研究 I、卒業研究 II、ジュニア・リサーチ・ペーパー ^一	8
総合計			41 科目	83

3. 早期卒業の認定手続

早期卒業を希望し、下記の条件を満たす者は、第 2 年次（休学期間を除く）が終了する学期の公示する日時までに、書面により学部長に早期卒業希望届を提出しなければならない。

- (1) 早期卒業希望届を提出した年度の 3 月 31 日において 2 年（4 学期）在学していること
- (2) 第 2 年次終了学期までの全履修科目の累積 G P A が 2.8 以上であること

4. 履修条件（C A P）とその上限を超えて科目履修を認める場合の要件

- (1) 学生が各学期に履修科目として登録することができる単位数は、22 単位を上限とする。
- (2) (1)にかかわらず、前学期において優れた成績をもって単位を修得した学生については、【別表 2】に定めるところにより、これを超える単位数を登録することができる。
- (3) G P 及び学期 G P A の算出方法は、以下の通りとする。ただし、成績が 60 点未満の授業科目の G P 値は、0 とする。
 - $G P = (得点 - 50) / 10$
 - 学期 G P A = (当該学期に履修登録した各授業科目の単位数 \times G P) の総和 / 当該学期に履修登録した各授業科目の単位数の総和

【別表 2】

前学期の学期 GPA	登録可能単位数
3.5 以上	30
3.0 以上 3.5 未満	26
2.5 以上 3.0 未満	24

＜別紙4＞乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

（1）5年一貫型教育選抜

（ア）対象者

- ・乙の法曹コースを修了見込みの者及び甲と協定を締結している他の大学における法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に定める「連携法曹基礎課程」を修了見込みの者
- ・定員は12名とする。このうち、11名は、甲が法曹養成連携協定を締結した大学の全てからの出願者を対象とし、1名は、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することの重要性に鑑み、甲が同協定を締結した大学のうちの地方大学から学部長の推薦を受けて出願した者を対象とする（以下、「地方選抜方式」という）。

（イ）出願資格

出願の前年度末までに、乙の連携法曹基礎課程の必修科目のうち、指定六法科目（憲法関係、民法関係、刑法関係、商法関係、民事訴訟法関係、刑事訴訟法関係）の中から合計38単位以上を修得済みであること

（ウ）合否判定の方法

- ・選考は、「書類審査の審査結果による選考」により行い、次の選考資料を総合的に評価することにより行う。評価に際しては、大学（学部）の成績を重視するものとする。
志望理由書、履歴書、大学（学部）の成績証明書、各種資格証明書
- ・書類審査の得点が一定の水準（法科大学院修了後1年目までの司法試験合格が可能であると見込まれる程度の学力水準）に達しない場合は、不合格とする。
- ・地方選抜方式による選考においては、学部長からの推薦状も選考資料とする。

（エ）入学要件

乙の法曹コース又は甲と協定を締結している他の大学における法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に定める「連携法曹基礎課程」を修了すること

（2）開放型選抜

（ア）対象者

- ・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に定める「連携法曹基礎課程」（甲以外の法科大学院のみと法曹養成連携協定を締結している大学におけるものを含む）を修了見込みの者
- ・定員は、13名とする

（イ）出願資格

出願資格としての単位取得要件や成績割合要件は課さないものとする

（ウ）合否判定の方法

選考は、次に掲げる「書類審査の審査結果による選考」（第1次選考）及び「論述試験の成績等による選考」（第2次選考）の2段階の方法により行う。第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行い、最終合格者を決定する。

第1次選考は、次の選考資料を総合的に評価することにより行う。評価に際しては、大学（学部）の成績を重視するものとする。

志望理由書、履歴書、大学（学部）の成績証明書、各種資格証明書

第2次選考は、第1次選考の選考資料と、次に掲げる法学専門科目筆記試験の成績を総合的に評価することにより行う。

民事法（民法、商法、民事訴訟法）、公法（憲法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）

第2次選考における書類審査と法学専門科目筆記試験の配点は、下記のとおりとする。

書類審査 : 400点

法学専門科目筆記試験 : 600点

第2次選考の総得点（書類審査と法学専門科目筆記試験の合計）が一定の水準（法科大学院修了後1年目までの司法試験合格が可能であると見込まれる程度の学力水準）に達しない場合は、不合格とする。

(エ) 入学要件

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に定める「連携法曹基礎課程」（甲以外の法科大学院のみと法曹養成連携協定を締結している大学におけるものを含む）を修了すること